

# 全国から浪江町に寄せられた支援

## 職員を派遣いただき、ありがとうございました。

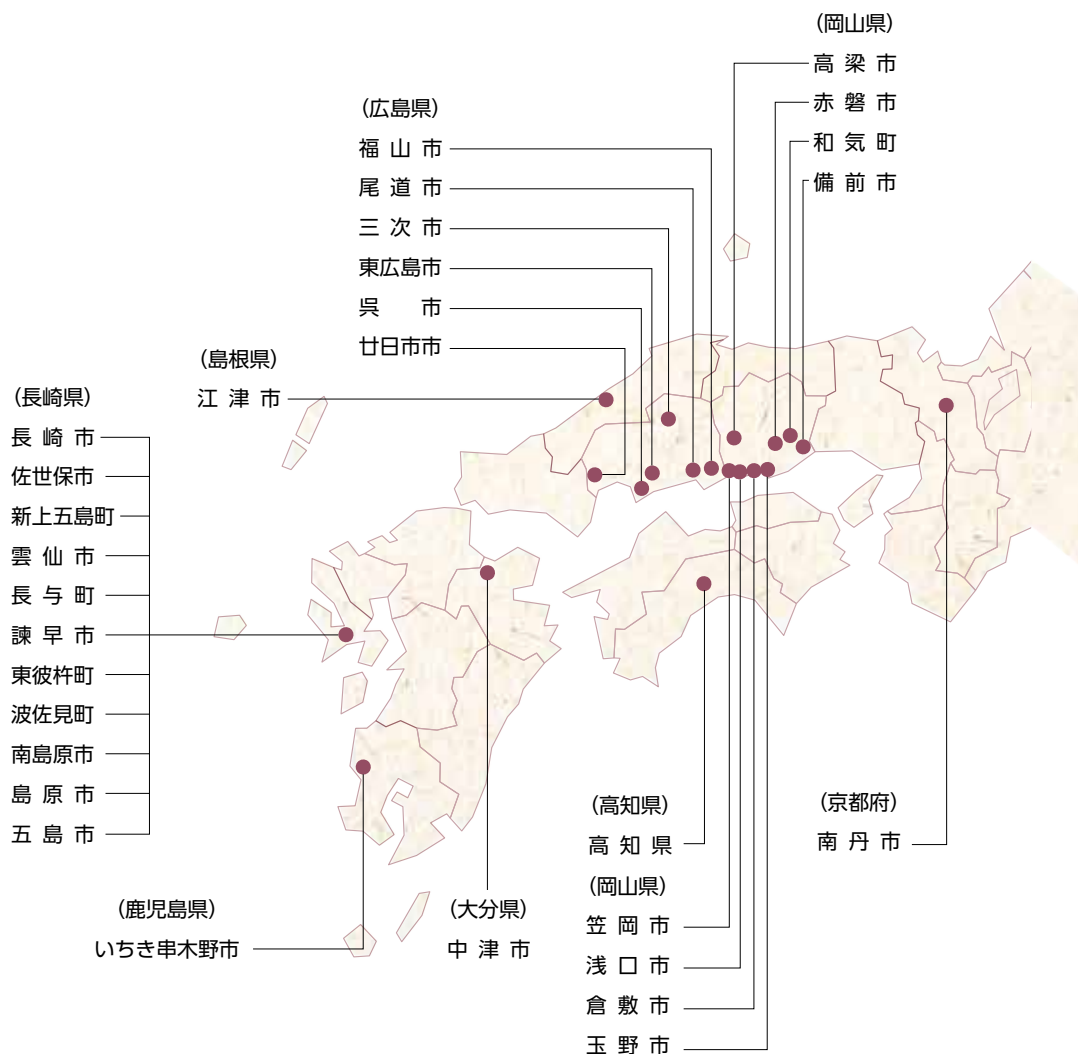
東日本大震災および原発事故においては、全国はもとより世界から、支援物資や義援金、災害ボランティアやメッセージといった、有形無形の得難いご支援をいただき、感謝に絶えません。ありがとうございました。

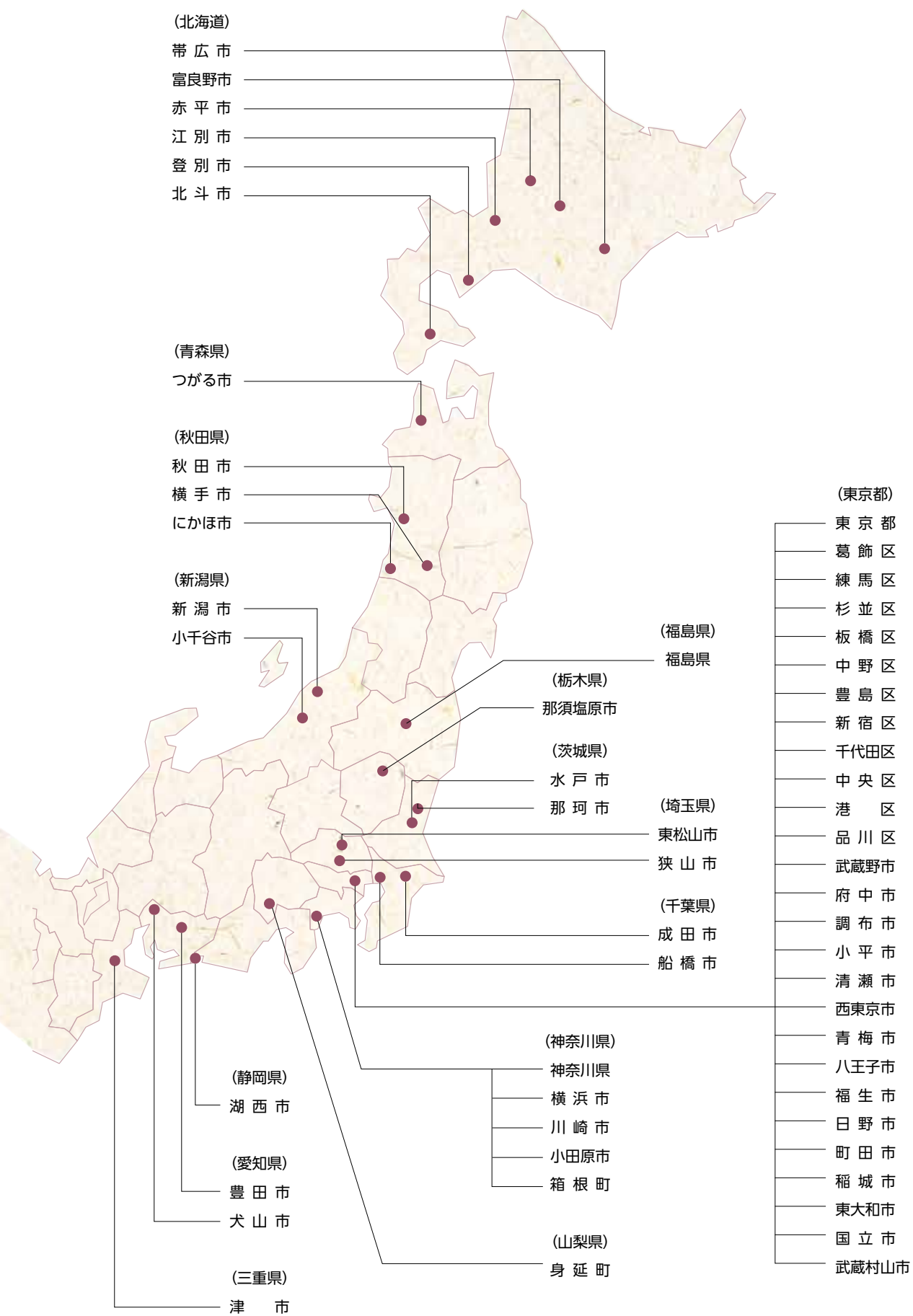
そして、当町の窮状に対し、全国の自治体から中長期の職員派遣による直接的な人的支援をいただきました。これまでに全国の自治体から延べ700人を派遣いただいております。マンパワーが著しく足りない当町にて、職員として復興に携わっていただけたことで、町の再生を進めていただいたことはもちろん、派遣を機にお互いの自治体との交流、連携によるネットワークの形成につながりました。

皆さまからいただいた助け合いの精神をもって、町の復興を引き続き進めていくとともに、様々な形で恩返しをさせていただきます。



| 年 度    | 件 数 |
|--------|-----|
| H22    | 208 |
| H23    | 181 |
| H24    | 76  |
| H25    | 57  |
| H26    | 51  |
| H27    | 20  |
| H28    | 15  |
| H29    | 23  |
| H30    | 20  |
| H31・R元 | 24  |
| R2     | 25  |
| 合計     | 700 |





2013 (平成25) 年4月1日～2014 (平成26) 年3月31日

## ふるさとを離れて1,000日超。 復旧・復興計画に着手

協働のまちづくりを、みんなの意見で



ふるさと再生課の窓口業務の様子

### ■ 区域再編に伴い、 役場体制を強化

発災から3年目。町は、2013 (平成25) 年を緊急対応期の最後の年と位置づけ、「町民の生活再建」や「ふるさとなみえの再生」に向けて具体的な活動を開始しました。こうした中、国の原子力災害対策本部は警戒区域の見直しを決定し、2013 (平成25) 年4月1日に町は「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3つの避難区域に再編され、町民の8割が住む地域で日中の立ち入りが自由となりました。この再編に伴い、帰還困難区域では109カ所にバリケードを設置し、出入りを制限するとともに、他の区域についてもバリケードを40カ所設置し、防犯対策を講じました。国道114号や国道6号も利用できるようになり、帰還困難区域など放射線量の高い地域を通過する際の健康面の安心確保の観点から、全町民に簡易型線量計 (ガラスバッジ) を配付しました。

町では、町内の防災・防犯体制を強化、復旧・復興事業を本格化するため、南相馬市に「浪江町復興再生事務所」を設置。同日、役場本庁舎に、帰宅する住民の様々なトラブルに対応することを目的に「危機防災係」を配置しました。6月1日からは、町内の生活環境の再生・整備を加速させるため、「復旧事業課」を配置しました。また、町内立ち入りの際の怪我や急な病気などに対応するために、医師および看護師が駐在する仮設診療所を役場本庁舎内に開設しました (5月9日)。10月1日からは「ふるさと再生課」が、二本松事務所から役場本庁舎へ移転し、14人の職員が除染対策、震災ガレキ処理、中間貯蔵施設、津波被災地対策、墓地移転など、町の復興に向けて業務を開始しました。

### ■ 町民の意見をまちづくりに

「浪江町復興計画【第一次】」を実現していくために、課題解決策を共に模索していく「町民協働による進行管理部会」と、まちづくりの整備方針の具現化を図る「まちづくり計画検討部会」の両会が活動をスタートしました。

2013 (平成25) 年10月24日、福島県男女共生センターで開催された第7回町民協働による進行管理部会での「復興まちづくり計画に関連する意見」では、右記のような意見が挙げられました (一部抜粋)。



浪江町東日本大震災追悼式



「浪江町復興再生事務所」を開所



## TOPICS

## 弘前大学による「浪江町復興支援プロジェクト」

2013（平成25）年7月1日、浪江町役場二本松事務所に「弘前大学浪江町復興支援室」が開所しました。弘前大学は、2011（平成23）年9月29日、浪江町と連携に関する協定を締結し、「福島県浪江町復興支援プロジェクト」を展開。町の再生・復興（放射性物質の除染、再生エネルギーの創出と利用等）、町民の安全・安心（健康相談、環境モニタリング支援等）、科学的知見の集積（放射性核種の移行評価等）など様々な支援活動を行っています。この支援室は、2017（平成29）年3月31日に浪江町の一部が避難指示解除となり、浪江町役場の機能が本庁舎に戻ったことを機に本庁舎へ移転し、支援活動を継続しています。

## ○土地利用について

- ・土地の活用方法についての「理念」が必要。
- ・農地の活用方法について、別の用途で使用する以外にも、農地として活かす方策も並行して考えることが大事。

## ○除染について

- ・除染は町の再生のためには必要であり、帰還する/帰還しないとは関係なく必要不可欠なもの。
- ・安全な一時立入ができるよう、主要道路の除染を早急に実施すべき。

## ○インフラ・復旧について

- ・今の福島第一原子力発電所の状況を見ると、避難道の整備を優先的に実施すべきではないか。
- ・いまだに道路の仮復旧すらできず、自宅に戻れない方もいるので、帰宅するための道路を優先的に復旧すべきではないか。

## ○住環境の整備について

- ・高齢者は早く帰りたい思いが強い。居住できなくてもせめて1泊でもショートステイができる施設を早急に検討してもらいたい。
- ・帰還しない町民の土地を買い上げることなども検討すべきではないか。

## ○津波被災地復興について

- ・津波被災地の方の心情は切羽詰まっている。共同墓地の建設は優先事業として進めていくべき。
- ・メモリアル公園などは町民の意見を聞いて、県の計画にいかに取り入れるか早急に協議が必要ではないか（防潮堤、浜街道は県事業であるため）。

## ○企業誘致、雇用の場の確保について

- ・大企業の誘致には時間がかかるので、中小、個人事業主から始めてはどうか。
- ・語り部を養成し、被災地の現状を伝えるためのスタディツアーなどを雇用の場にしてはどうか。風評対策にもなる。

## ○町内での事業再開について

- ・復興の見える化によって、復興の気運が高まる。低線量地域の事業再開をもっと積極的に後押ししていくべきではないか。
- ・個々人が前向きな選択をできるよう、将来像などを早急に示していくことが必要。

## ○一次産業の再生について

- ・今から農地保全をしておかないと、農業の再開は困難になる。除染が始まってからでは遅いという声もある。
- ・再生している姿を「見える化」していくことが大事。

## 2013（平成25）年



## 【4月1日】

- ・避難指示区域の見直し「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に再編、帰還困難区域を除いて日中の立ち入りが可能に
- ・役場機能の一部を本庁舎へ移転

## 【5月9日】

- ・仮設診療所を役場本庁舎内に開設

## 【5月29日】

- ・原子力損害賠償紛争解決センターへ集団申し立て

## 【6月12日】

- ・原子力損害賠償紛争審査会が浪江町を現地調査

## 【6月30日】

- ・浪江町消防団が2年3カ月振りに活動再開、町内パトロール出動式